

ふるさととうわじま応援寄附ダイレクトメール用取材記事作成業務仕様書

1 目的

電子メールを用いたダイレクトメール（以下、「DM」とする。）の受理を希望する寄附者に対し、年間を通じてDMを配信することで、宇和島市（以下、「本市」という）に対する愛着を持たせ、ふるさと納税のリピーター獲得とともに、本市の関係人口創出を図る。

2 概要

(1) 配信回数

3回（年間約12回配信するDMの内、8月・11月・3月に配信する「特別号」の作成を委託するもの。）

(2) 配信対象

DMの受理を希望する寄附者（3月22日時点で3,138人）

《ターゲット層》

「うわじまブランド魅力化計画」で設定したターゲット「本市を認知しており、関係人口となる見込みのある人」を基本とするが、その他にも、より効果的な提案についてはその提案を妨げない。

(3) 配信方法

ふるさと納税管理システムを通じて本市が配信する。

(4) DMの形式

テキスト形式

(5) ウェブサイトへの掲載

DM本文は概要のみの記載とし、本文中に設置したリンクから誘導する市公式ウェブサイト上に取材記事を掲載する。（市公式ウェブサイトへの掲載は市が行う。）

(6) 委託業務概要

特別号3回分の取材記事及びDM本文のテキストデータの作成（企画、取材、撮影、編集、ライティング、デザイン制作及び校閲）。

3 履行期間

契約締結日翌日から令和4年3月31日まで

4 納品

(1) 納品物

以下のデータが保存されたリライトできない外部記録媒体

① 取材記事（PDF形式）

スマートフォンで閲覧しやすいサイズを提案すること。

② 写真データ（Jpeg形式）

・解像度300dpi以上、画素数1,500万画素以上とする。

・別途、宇和島百景データベースに登録を予定しているため、写真のサイズに合ったデータを適宜提出すること。

③ DM 本文のテキストデータ (Word 形式)

(2) 納品場所

宇和島市役所 4 階 市長公室

(3) 納品期限

DM を配信する月 (8 月、11 月、3 月を予定) の 15 日 (休日の場合は直前の開庁日)

5 業務内容

(1) 全体に関すること

受注者は本業務の履行にあたり、以下の事項に留意すること。

- ① 本市では「うわじまブランド魅力化計画」に基づき、本市の魅力・特色を幅広く情報発信することで、「うわじまブランド」の認知度向上と宇和島ファンの拡大を図り、「住みたくなる・帰りたくなる・連れて行きたくなる」まちとなることを目標に取り組んでいる。同計画の趣旨に従い、ターゲットとして設定した人と長期継続的な関係を構築できるように配慮すること。
- ② 作業が円滑に進むよう統括責任者を置き、各担当者と連携した組織体制を整備すること。
- ③ 事業全体の進捗管理を適切に行い、業務の詳細も含めて本市に随時報告を行いながら、スケジュールに沿って遅滞なく履行すること。

(2) 企画・取材・デザイン制作他業務

取材記事の企画については、以下の事項に留意すること。なお、以下の留意事項を除く仕様及び内容は自由提案とするが、受注後は本市と協議の上決定すること。

- ① 取材記事の内容は、各号でそれぞれテーマ性を持たせた読み応えのある構成とし、本市のふるさと納税に対する興味、関心を喚起させるようなものとする。デザインは、2(2)に記載してあるターゲットを意識したものとする。なお、以下のア～オの内容は必ず盛り込むこと。

ア ファンミーティングの開催告知

※ファンミーティング…寄附者を対象として、都内で開催するイベント。宇和島市の特産品を使った料理を提供する予定。

イ 記念品リニューアル

ウ 寄附の使い道

エ 取り上げる記念品が食材の場合はアレンジレシピ

オ 取り上げる記念品が食材以外の場合は活用方法

- ② 取材・撮影対象については、本市と協議して決定すること。
- ③ 取材記事の作成にあたってはユニバーサルデザインを基軸とし、読みやすさや誤読の軽

減という観点から UD フォントを使用すること。ただし、タイトルや見出しなど、訴求力を求める文章や文字に関してはこの限りでない。

- ④ 受注者は、本市が指示する校正の他に内部校閲を行い、誤字脱字、表記の統一、適切な表現などに留意すること。
- ⑤ 取材記事は出力して配布することも想定したレイアウトとすること。
- ⑥ 本市の新しいロゴマーク及びキャッチコピーを取材記事に掲載すること。

(3) テキストデータ作成

- ① DM 本文のテキスト原案は本市から提示し、受注者はそれを基にリライト、校閲を行うこと。なお、市公式ウェブサイトに掲載した取材記事に誘導するための効果的な文章を作成すること。
- ② 市公式ウェブサイトに誘導するためのリンクを設置すること。
- ③ プレゼント企画の内容を入れること。

(4) プレゼント企画

- ① 受注者は、DM の閲覧率向上を図るため、特別号 3 回の作成に合わせて、プレゼントを用意すること。
- ② プレゼントの総額は、30,000 円程度とし、記念品生産者が提供する商品等を採用すること。ただし、委託料の範囲内であれば、その他効果的な提案に関してはその提案を妨げない。
- ③ 当選者の選定、連絡、プレゼントの送付は市が行うこととするが、送料については、受注者が負担する。

6 実施体制

本業務を履行するにあたり必要な専門スタッフを配置し、本市に実施体制を明示すること。

なお、本業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできないが、業務を効率的に遂行する上で必要と思われる業務については、あらかじめ本市に書面により報告し、了承を得た上で、業務の一部を委託することができる。

7 支払方法

すべての成果物納品後、適正な請求のあった日から 30 日以内に支払うこととする。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項や、本業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、本市及び受注者双方の協議により処理する。
- (2) 本市または本市の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合あらかじめ市の承諾を得たものについてはこの限りでない。

- (3) 全ての成果物の著作権は本市に帰属するものとする。本市は、二次使用を含むあらゆる使用について、受注者の許可を得ることなく自由に使用ができるものとする。
- (4) 本業務の成果物に使用する写真、イラスト、キャッチコピー等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受注者の責任において行うこと。
- (5) 受注者は、履行期間はもとより、履行期間終了後も、本業務で知り得た秘密、個人情報等について厳守すること。